

令和6年度第4期（1～3月）の旧坂東総合高校グラウンドの使用団体を募集します。
施設管理上問題なく、学校教育活動上支障のない範囲で開放します。
今年度は、1年間を4期（3か月ごと）に分けて、募集します。

1 学校体育施設開放とは

- ・身近にスポーツ、レクリエーション活動ができる場所として、学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で地域の皆さんに使用していただく制度です。
ルール・マナーを守り大切に使用してください。

2 使用可能施設及び時間

- ・旧坂東総合高校グラウンド
〒306-0501 茨城県坂東市逆井 2833-115
- ・土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後4時まで
（なお、使用可能時間には、準備・片付けの時間を含みます。使用時間内に片付けを行い、速やかに学校敷地内から退出してください。）

3 使用申請受付期間

- ・令和6年12月6日（金）9時～12月13日（金）16時まで
- ・12月17日（火）10時30分から申請団体間での運営協議会（事前打ち合わせ）を行います。

4 使用登録申請受付場所、問い合わせ先

- ・県立坂東清風高等学校事務室
〒306-0631 茨城県坂東市岩井 4319-1 Tel.0297-35-1667

5 その他

- ・多くの方々への開放を考えておりますので、先着順ではございません。
- ・使用に関しては、団体間で協議をしていただきます。
- ・学校行事等を優先するため、施設が使用できない日があります。

※申し込みの際には、以下の点にご留意ください。

- 県内（所属）のチーム（団体）であること。
- スポーツ活動を目的とし、営利を目的としない団体であること。
- 傷害（スポーツ）保険に加入していること。
- 開放施設及びこれに伴う設備・備品を故意又は過失によりき損、あるいは亡失したときは、利用者が弁償の責任を負うこと。
- 開放施設の使用上において生じた事故災害については、利用者の責任とする。ただし、施設の瑕疵による事故はこの限りではない。
- 利用者は、以下の利用団体遵守事項を守ること。
 - ・学校敷地内は全面禁煙である。
 - ・ゴミは必ず、持ち帰ること。
 - ・出入り口は、旧坂東総合高校正門のみとする。正門の鍵の解錠、施錠は確実に行うこと。
 - ・学校施設からの電源の流用は、禁止する。
 - ・指定された駐車場に駐車すること。
 - ・農場には入らないこと。